

事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応・事業継続に関する確認事項について

相模原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の感染者の報告が増加している状況に鑑み、自社の従業員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について、感染拡大防止を前提として、従業員の健康保護とともに製品安定供給の観点から事業継続を図る際のポイントをまとめましたので、お知らせいたします。

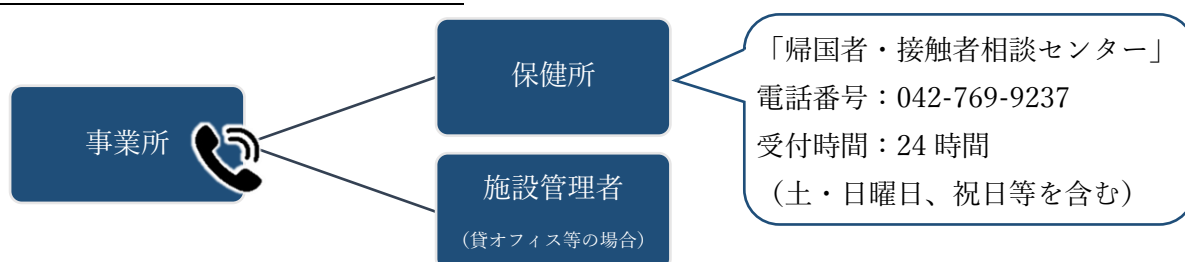
具体的には以下の流れとなりますが、事業所内で従業員等に感染者が発生した場合は、保健所等と連携の上、対応を行うこととなります。

1. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生時の把握

- ・ 事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- ・ 共有スペース・貸オフィス等で営業を行う事業所は、患者が確認された場合には施設管理者等に報告してください。

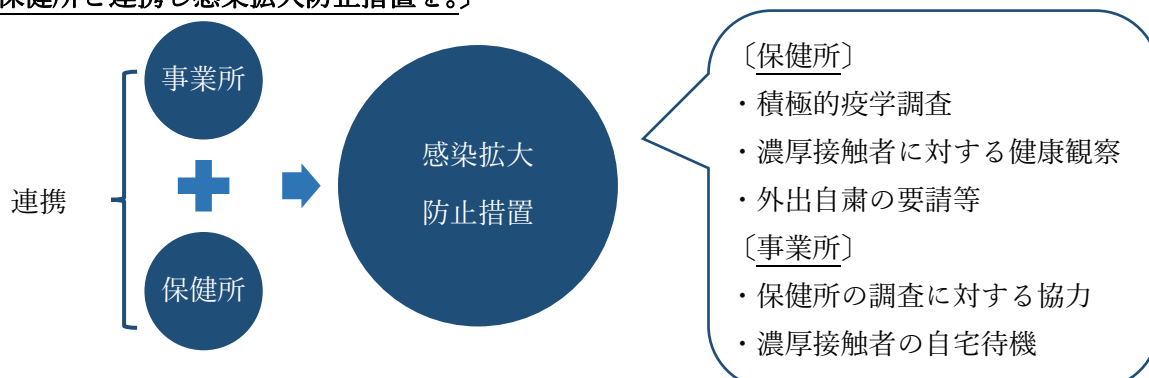
〔POINT：感染者が確認されたら直ちにお電話を。〕



(2) 濃厚接触者の確定

- ・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています。このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。
- ・ また、「地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する」とされていることにも留意が必要です。

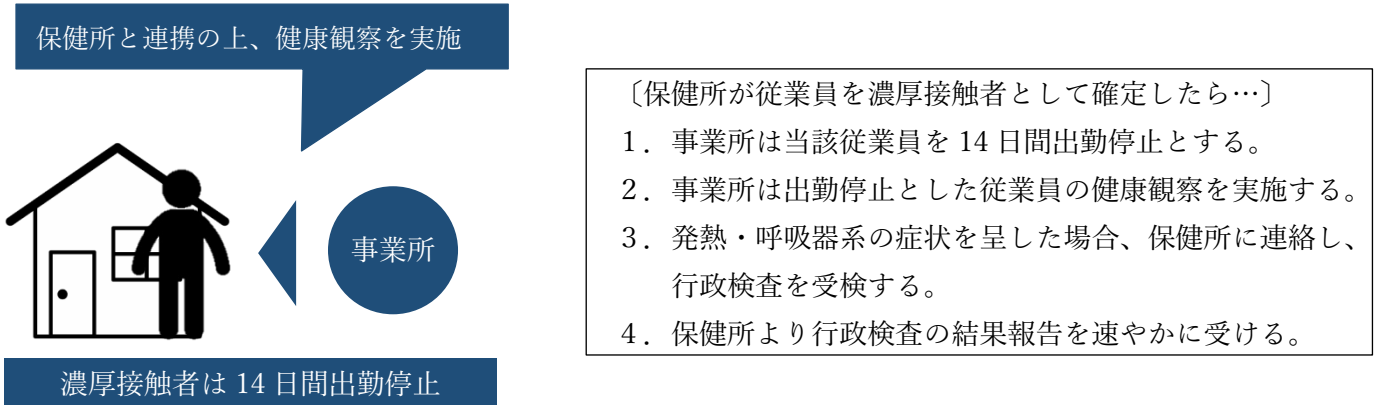
〔POINT：保健所と連携し感染拡大防止措置を。〕



(3) 濃厚接触者への対応

- ・ 事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14 日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- ・ 事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ・ 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

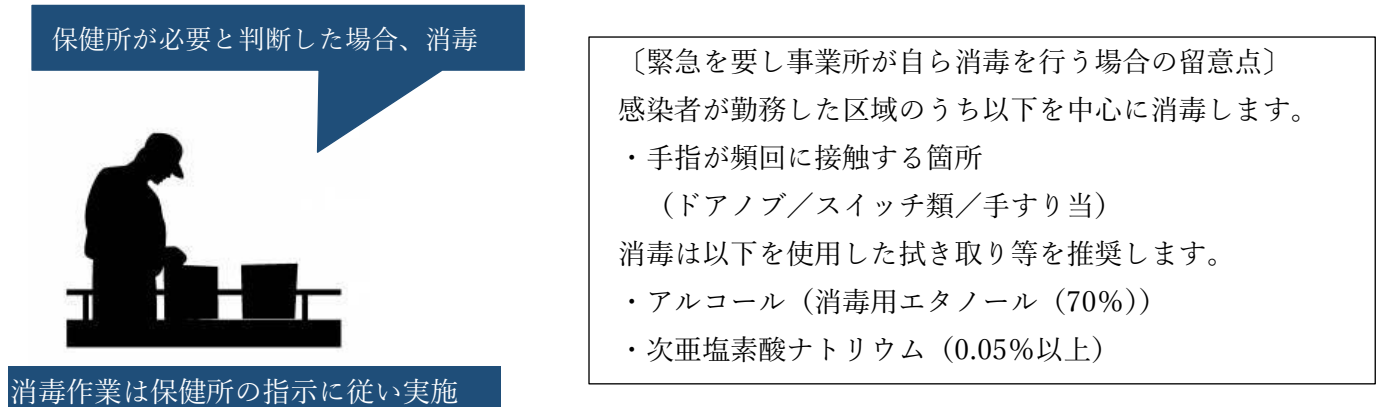
〔POINT：濃厚接触者は14日間出勤停止の上、健康観察を。〕



3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください。
- ・ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止などの対応をとる必要はありません。

〔POINT：感染者が勤務した区域は消毒を〕



4. 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ・ 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

(2) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

・事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人員体制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容) 重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止

小規模事業所の場合にあつては業務全体の休止も含め判断

(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

(3) 製品等の安定供給の確保

・小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給の確保に努めてください。

(参考文献)

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて (令和2年3月16日/農林水産省食料産業局長、生産局長、農村振興局長、政策統括官、林野庁長官及び水産庁長官連名)